

【新設】（国内資産の内外判定等）

42 の 12 の 7-5 措置法第 42 条の 12 の 7 第 18 項第 2 号の規定の適用に当たっては、42 の 13-5 から 42 の 13-10 までの取扱いを準用する。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の税額控除限度額に係る税額控除の不適用措置における国内設備投資額要件の取扱いについて明らかにしている。
- 2 令和 6 年度の税制改正により戦略分野国内生産促進税制が創設された。本制度には、税額控除限度額に係る税額控除と繰越税額控除限度額に係る税額控除の二つの税額控除があるが、これらのうち税額控除限度額に係る税額控除は、一定の要件に該当しない事業年度については、適用できないこととされた（措法 42 の 12 の 7 ⑱）。この一定の要件は、基本的には法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除制度の不適用措置（措法 42 の 13⑤。以下「特定税額控除制度の不適用措置」という。）の要件と同様となっている。したがって、本通達では、この一定の要件のうちその法人がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額（以下「国内設備投資額」という。）がその法人がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額（以下「当期償却費総額」という。）の 40%相当額を超えることという要件（以下「国内設備投資額要件」という。）の取扱いについて、措置法通達 42 の 13-5 から 42 の 13-10 までの取扱いを準用する旨を明らかにしている。具体的には、以下のとおりである。
- 3 本制度の税額控除限度額に係る税額控除の不適用措置（以下「本制度の不適用措置」という。）の国内設備投資額要件における国内設備投資額については、「国内資産」であることがその要件とされており、法令上、「国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）」（措法 42 の 12 の 7 ⑱二イ）と規定されており、特定税額控除制度の不適用措置の要件（措法 42 の 13⑤二イ）と同様となっている。特定税額控除制度の不適用措置の要件における「国内にある当該法人の事業の用に供する」資産かどうかの判定に当たっては、措置法通達 42 の 13-5 において、原則としてその事業の用に供する場所が国内かどうかにより判定する旨が明らかにされている。ただし、無形固定資産については、その事業の用に供される場所が外形的に明らかではないため、措置法通達 42 の 13-5 の(1)から(3)までにおいて無形固定資産のうち主要と考えられるものの具体的な判定場所が例示的に列举されている。すなわち、鉱業権にあってはその鉱業権に係る鉱区の、租鉱権にあってはその租鉱権に係る租鉱区の、採石権等にあってはその採石権等に係る採石場の所在する場所とされ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権にあっては、これらの権利が使用される場所とされ、ソフトウェアにあってはそのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所とされている。本通達において、

本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における「国内にある当該法人の事業の用に供する」資産かどうかの判定について、措置法通達 42 の 13-5 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

4 本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における国内設備投資額については、「国内にある当該法人の事業の用に供する」資産であることがその要件とされており（措法 42 の 12 の 7 ⑬二イ）、特定税額控除制度の不適用措置の要件（措法 42 の 13⑤二イ）と同様となっている。特定税額控除制度の不適用措置の要件における「国内にある当該法人の事業の用に供する」資産かどうかの判定に当たっては、措置法通達 42 の 13-6 において、法人の有する資産が対象年度終了の日においてその法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後、国内においてその法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、その資産は国内資産に該当することが留意的に明らかにされている。本通達において、本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における「国内にある当該法人の事業の用に供する」資産かどうかの判定について、措置法通達 42 の 13-6 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

5 本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における国内設備投資額については、法令上、「取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、…）をした国内資産（…）…の取得価額」（措法 42 の 12 の 7 ⑬二イ）と規定されており、特定税額控除制度の不適用措置の要件（措法 42 の 13⑤二イ）と同様となっている。特定税額控除制度の不適用措置の要件における「取得等（…）をした国内資産（…）…の取得価額」については、措置法通達 42 の 13-7 において、既に有する減価償却資産につき修理、改良等のために支出する金額で法人税法施行令第 132 条の適用を受けるもの（いわゆる資本的支出に係る金額）が含まれることが明らかにされている。本通達において、本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における「取得等（…）をした国内資産（…）…の取得価額」について、措置法通達 42 の 13-7 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

6 本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における国内設備投資額については、法令上、「国内資産（…）で当該事業年度終了の日において有するものの取得価額」（措法 42 の 12 の 7 ⑬二イ）と規定されており、特定税額控除制度の不適用措置の要件（措法 42 の 13⑤二イ）と同様となっている。特定税額控除制度の不適用措置の要件における「国内資産（…）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額」については、措置法通達 42 の 13-8 において、国内資産でその対象年度終了の日において有するもののうちに法人税法又は措置法上の圧縮記帳の適用を受けたものがある場合には、実際の投資額である圧縮記帳前の取得価額を用いることが明らかにされている。本通達において、本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における「国内資産（…）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額」について、措置法通達 42 の 13-8 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

7 本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における国内設備投資額については、法令上、「取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、…）をした国内資産（…）…の取得価額」（措法 42 の 12 の 7 ⑬二イ）と規定されており、特定税額控除制度の不適用措置の要件（措法 42 の 13⑤二イ）と同様となっている。特定税額控除制度の不適用措置の要件における「取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、…）をした国内資

産（…）…の取得価額」については、措置法通達 42 の 13－9 において、贈与による取得は、国内設備投資額を計算するに当たっての取得には該当せず、次のような場合には、それぞれ次によることが留意的に明らかにされている。

- (1) 資産を著しく低い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時ににおけるその資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、その対価の額による取得が行われたものとして、その対価の授受が行われた部分のみを国内設備投資額要件の判定に用いる。
- (2) 資産を著しく高い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時ににおけるその資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、その資産の時価による取得が行われたものとして、その時価相当額部分のみを国内設備投資額要件の判定に用いる。

本通達において、本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における「取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、…）をした国内資産（…）…の取得価額」について、措置法通達 42 の 13－9 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

- 8 本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における当期償却費総額については、法令上、「償却費として損金経理をした金額（…）の合計額」（措法 42 の 12 の 7 ⑮二ロ）と規定されており、特定税額控除制度の不適用措置の要件（措法 42 の 13⑤二ロ）と同様となっている。特定税額控除制度の不適用措置の要件における「償却費として損金経理をした金額」については、措置法通達 42 の 13－10 において、原則として、法人税基本通達 7－5－1 又は 7－5－2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることが明らかにされており、併せて、法人が継続して、法人税基本通達 7－5－1 又は 7－5－2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額につき、この「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算についても法人の有する国内資産に係る法人税基本通達 7－5－1 又は 7－5－2 の取扱いにより「償却費として損金経理をした金額」に該当するものとされる金額に相当する金額を含めないこととしている場合に限り、その計算を認めることも明らかにされている。本通達において、本制度の不適用措置の国内設備投資額要件における「償却費として損金経理をした金額」について、措置法通達 42 の 13－10 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。